

別海町議会会議録

第1号(令和7年6月9日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第51号 | 令和7年度別海町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 8 | 議案第52号 | 令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 議案第53号 | 令和7年度別海町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第54号 | 令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第55号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第56号 | 工事請負契約の締結について(町道上春別原野54線舗装修繕工事) |
| 日程第13 | 議案第57号 | 工事請負契約の締結について(西春別北1号線改良舗装工事) |
| 日程第14 | 議案第58号 | 工事請負契約の締結について(町道泉川第1地区零号線改良舗装工事) |
| 日程第15 | 議案第59号 | 工事請負契約の締結について(町道上風連地区1号線改良舗装工事) |
| 日程第16 | 議案第60号 | 工事請負契約の締結について(酪農工場排水処理施設改修工事) |
| 日程第17 | 議案第61号 | 工事請負契約の締結について(イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事(5号棟)) |
| 日程第18 | 議案第62号 | 工事請負契約の締結について(イーストタウン寿団地公営住宅改修機械設備工事(5号棟)) |
| 日程第19 | 議案第63号 | 工事請負契約の締結について(町民温水プール機械設備外改修工事) |
| 日程第20 | 議案第64号 | 財産の取得について(除雪用グレーダ) |
| 日程第21 | 議案第65号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第22 | 報告第7号 | 令和6年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第23 | 報告第8号 | 令和6年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書について |

て

○会議に付した事件

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第 5 1 号 | 令和 7 年度別海町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 8 | 議案第 5 2 号 | 令和 7 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 9 | 議案第 5 3 号 | 令和 7 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 4 号 | 令和 7 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 5 号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 6 号 | 工事請負契約の締結について（町道上春別原野 5 4 線舗装修繕工事） |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 7 号 | 工事請負契約の締結について（西春別北 1 号線改良舗装工事） |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 8 号 | 工事請負契約の締結について（町道泉川第 1 地区零号線改良舗装工事） |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 9 号 | 工事請負契約の締結について（町道上風連地区 1 号線改良舗装工事） |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 0 号 | 工事請負契約の締結について（酪農工場排水処理施設改修工事） |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 1 号 | 工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（5 号棟）） |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 2 号 | 工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修機械設備工事（5 号棟）） |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 3 号 | 工事請負契約の締結について（町民温水プール機械設備外改修工事） |
| 日程第 2 0 | 議案第 6 4 号 | 財産の取得について（除雪用グレーダ） |
| 日程第 2 1 | 議案第 6 5 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第 2 2 | 報告第 7 号 | 令和 6 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 2 3 | 報告第 8 号 | 令和 6 年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書について |

て

○出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 市 川 聖 母 | 2 番 | 吉 田 和 行 |
| 3 番 | 高 橋 眞結美 | 4 番 | 伊 勢 徹 |
| 5 番 | 貞 宗 拓 雄 | 6 番 | 宮 越 正 人 |

7番 横田保江
9番 小椋哲也
11番 今西和雄
13番 中村忠士
副議長 15番 戸田憲悦

8番 田村秀男
10番外山浩司
12番 松原政勝
14番 佐藤初雄
議長 16番 西原浩

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町長 曾根興三
教育長 相澤要
監査委員 齐藤雅美
農業委員会会長 信夫重勝
総合政策部長 松本博史
福祉部長 宮本栄一
産業振興部長 小野武史
病院事務長 三戸俊人
教育部長 干場みゆき
監査委員事務局長 木戸口誠
総務部次長 松田勝広
総合政策部次長 小村茂
保健生活部次長 千葉宏
産業振興部次長 大坂恒夫
教育部次長 福原義人
教育部次長 角川具哉
人事財産課長 齋藤陽
老人保健施設事務長 渡辺久利
母子健康センター長 根本博美
商工観光課長 堀込美穂
建築住宅課長 廣島静治
生涯学習課長 立澤雅彦
税務課主幹 武田妙子

副町長 浦山吉人
代表監査委員 竹中仁
選挙管理委員会委員長 永田雅夫
総務部長 伊藤輝幸
経営管理部長 寺尾真太郎
保健生活部長 小川信明
建設水道部長 外石昭博
会計管理者 干場富夫
農業委員会事務局長 川畑智明
総務部次長 竹中利哉
総務部次長 岩口裕昭
福祉部次長 石戸谷友絵
福祉部次長 谷村将志
建設水道部次長 新堀光行
教育部次長 田畑直樹
尾岱沼支所長 門間勝司
介護支援課長 高橋勇樹
生活環境課長 上田健一
農政課長 皆川学
管理課長 入田浩明
事業課長 佐竹和仁
図書館長 他 堺 啓
人事財産課主査 浦部裕美子

○議会事務局出席職員

事務局長 入倉伸顕

主幹 木幡友哉

○会議録署名議員

10番外山浩司
12番 松原政勝

11番 今西和雄

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

本会期中は、報道関係者の写真撮影と、パソコンの使用を許可しております。

庁舎内は、ナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、申し上げておきます。

また、議場内において、体調管理のために必要な、水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げます。

ただいまから、令和7年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番今西議員。

○11番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

○議会運営委員長（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（小椋哲也君） 5月22日及び6月4日に開催いたしました議会運営委員会で、第2回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第2回定例会に町側から提出されております案件は、全部で17件であります。

内容は、令和7年度各会計補正予算が4件、条例の一部改正が1件、工事請負契約の締結が8件、財産の取得が1件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定が1件、令和6年度各会計繰越計算書の報告が2件であります。

これら、提出案件のうち、各会計補正予算の4件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑・討論・採決すべきものとし、令和7年度各会計補正予算につ

いては、予算決算審査特別委員会に付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和7年度各会計補正予算4件、報告第7号及び報告第8号の2件については、関連がありますのでそれぞれ一括議題とすることに決定しました。

令和6年度各会計繰越計算書の2件につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第2回定例会の会期は、6月9日から6月17日までの9日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

2日目から3日目までは休会とします。

4日目は一般質問を行います。

5日目は、休会とし、令和7年度各会計補正予算の審査のため予算決算審査特別委員会を開催し、同特別委員会終了後に、広報・広聴常任委員会を開催します。

6日目から7日目までは休会とします。

8日目は、総務産業常任委員会と福祉文教常任委員会をそれぞれ開催します。

9日目、最終日は、特別委員会に付託した議案の審査結果の報告、町長提出議案の討論・採決を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、横田議員、高橋議員、市川議員、伊勢議員の6名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、議員・委員会発議案件であります。

現在、予定されております議員・委員会提出案件は5件であります。

内容は、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案が戸田議員から、インターネット、SNSを利用した犯罪被害の防止対策並びに誹謗中傷等の抑止及び被害者救済を求める意見書案、将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書案、セーフティネットである高額療養費制度の堅持を求める意見書案、持続可能な学校の実現に必要な教育指導体制の充実を求める意見書案の4件が福祉文教常任委員会から、それぞれ提出されるもので、いずれも定例会最終日に提案することになっております。

最後に反問権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員に対して、質問の論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に解りやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位にはその趣旨を十分御理解頂きますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から6月17日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

- 議長(西原 浩君) 日程第4 諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

- 議長(西原 浩君) 日程第5 行政報告を行います。
町長。

- 町長(曾根興三君) おはようございます。
本日、令和7年第2回の町議会定例会を招集させていただきました。
議員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、全員の参加を頂きまして、ありがとうございます。

それでは、定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

初めに、沖縄県道104号線超えの実弾射撃訓練の分散実施についてでございます。

4月25日に防衛省から訓練計画が公表されておりましたが、訓練は、昨日6月8日から19日までの12日間のうち、10日間において射撃訓練が実施される予定となっております。

訓練規模は先日も申し上げましたけど、大隊レベルで人員約500名、車両約100両、砲数は12門となっております。

なお隊員及び物資の輸送でございますけれども、これは6月1日から5日にかけて行われましたけれども、移動中における接触事案が3件ほどあったと報告を受けております。

軽微な車両同士の接触のようでしたけれども、どちらの責任とか、原因とかということについてはまだ調査中でございますので、詳細についてはまた、分かりましたら皆様方に御報告したいと考えております。

もう一つ、昨日射撃訓練が開始されましたけれども、この中で小火器、小銃類ですね、の射場周辺で、野火が発生しました。

これも早急な消火体制ですぐに消化されましたけれども、一応そのことも報告は受けております。

いずれの事案もまだ原因等についてははっきりしておりませんが、まずは皆様方に起きたことがはっきりお知らせすることが大事だというふうに考えておりますので、今現在で分かる情報を、皆様方に御報告申し上げます。

これからも、訓練中にいろいろな事件、事故が起きないように、防衛局のほうにもしっかりと伝えておりますし、私どもも訓練を監視するような形で職員を派遣しておりますので、安全安心に対する体制をしっかりと取り組んでいきたいと、改めていま一度考えている次第でございます。

次にもう一つの事案ですけれども、5月の31日に東京で、東京・別海ふるさと会が開催されまして、合計で106名の方々が参加していただきました。

議会のほうからも何名かの皆様方の出席を頂きまして、会長も大変喜んでおられました。

また、そのあと、終わりました後、私、三次会まで顔を出しまして、本別海に加工工場があります吉池さんの会長さんと、最後までお話をしましたら、会長さんは、「1回目から出席しているのは私だけかもしれない」というような話を受けまして、私からも、吉池会長は、このふるさと会に非常に、いろいろな御支援を頂いていることに感謝を申しあげました。

また、町民としても、別海町としても、吉池の会長にこういった支援をしていただいていることに対して、何らかの感謝の意は表していきたいなど、そんな思いを浮かんだ次第でございます。

次に、産業の動向についてでございます。

初めに、酪農畜産の情勢です。

町内の生乳生産量、これは本年1月から4月までの数字、あまり統計的には出てこない数字でございますけれども、数量で16万3,000トン、これは対前年比で100.4%でございます。

生産額は196億円、これは対前年比で101.2%となっております、生産量よりも若干、多い増加にあるという状況でございます。

これは乳価については、今年6月から、乳製品向けの乳価、これは加工用の分でございますけれども、これが上げられることに加えまして、今年8月から2年ぶりに飲用向けの乳価も4円上げられるということによりまして、令和7年度のプール乳価は、昨年度に比べますと、約5円増の1キロ当たり、過去最高123円程度になる見込みとなっております。

生産コストが上昇するなど、大変酪農情勢が厳しい中ではありますけれども、乳化上げは、生産現場にとりましては心強い内容だとは思っております。

ただ、このことによって消費がどれくらい減少していくかというようなことの影響もしっかり見ていかなければならないとそういう情勢を注視しながら、今後の農政対策を町としてどういうふうに打っていくかというようなことが大きな課題になっていると、そういう思いでございます。

続いて作況でございます。

春先から、比較的落ちついた天候が続いておりましたけれども、5月に入りまして、朝は1桁台になるほど気温が下がるなど、冷え込みによる影響が心配しておりましたけれども、1番草の生育につきましては、平年と比べますと、2日ほど早く推移しております。

次に、水産業についてでございます。

春のホタテ漁は5月の22日で操業を終えております。

水揚げ総数量は1万5,000トン、これは対前年比で125%となっております。

金額で申し上げますと、103億9,600万円、これは対前年比で234%となっております。

非常にホタテの単価が上がっているということで、数量以上に収入は上がっているという状況ではございますけれども、あまり高止まりすることが、ほかにも影響が出てくる場合がありますので、そこら辺の心配もあります。

また今期の漁場ですけれども、これが4年ごとのサイクルで回っておりますけれども、非常に資源量が多いエリアであったというようなことも要因の一つであるというふうにか

えられております。

このほか、5月末時点でのホタテを除きます、それ以外の全魚種の比較でございますけれども、これは主にカレイやニシンの水揚げも好調だったことから、漁獲量でいきますと、対前年比119%、漁獲高でいきますと、8億800万円、これは対前年比で131%となっております、全体的にも増加傾向にあります。

また、野付湾の風物詩でございますホッカイシマエビ漁についてでございますけれども、6月3日から資源量調査を実施しておりますけれども、しけなど、調査が予定より遅れていることから、資源量や今年度の夏量の状況等については、定例会の最終日までには報告できればと、そんなふう考えております。

次に商工業と観光についてでございます。

令和6年度で、主な中小企業振興事業の実績は、町内建築業者の受注機会、この確保を目的としました地域貢献中小企業支援事業、これは52件申込みがありました。

次に、開業・経営拡大支援等を目的としました起業家支援事業、これは10件でございます。

もう一つ、商店街活性化を目的としました、にぎわい商店街創造事業、これは7件の補助を実施しております。

次に観光客ですけれども、令和6年度の入込みですけれども、対前年比92.8%、数字で言いますと、34万7,000人でございます。

これは、えびまつりやあきあじまつりが中止となった影響から、前年度と比べますと、若干減っておりますけれども、コロナ前を上回る数字となっている意味では、回復しております。

また尾岱沼潮干狩りフェスティバル、これは5月14日から28日まで開催されました、5日間で1,509人が来場いたしました。

次に今後のイベントです。

まず本町を代表します3大イベントの一つであります、尾岱沼えびまつりでございます。

昨年は残念ながら、中止となりましたけれども、今年度は7月6日に開催することを、実行委員会で決定しております。

次に、別海町産業祭でございます。

こちらについても、9月20日と21日に開催することを、実行委員会で決定しております。

また、10月中旬の西別川あきあじまつり、これにつきましては、今年のアキシャケの来遊予測をもとに、今後、実行委員会において協議が行われる予定となっております。

最後に、建設工事等の発注状況についてでございます。

6月5日現在では、工事及び業務委託を合わせまして、40件、約19億4,200万円を発注しております、今年度計画しております発注予定件数の31%を発注しております、おおむね計画どおり進捗状況となっております。

今後におきましても、適期の発注を心がけ、事務を適正に進めてまいります。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

今後の定例会におきましての御審議、御決定どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） それでは、本定例会に提出をいたしました議案等につきまして、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に、詳細を説明させていただきますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は議案が15件、報告が2件です。

議案第51号は、一般会計補正予算です。

社会資本整備総合交付金の減額内示に伴う関連歳入の減額がありますが、ふるさと応援寄附金の収入見込額の精査による増額及び物価高騰対策として、地方創生臨時交付金を活用して実施する水道料減免分繰出事業や、定額減税調整給付金給付事業などにより、増額補正をするものです。

議案第52号は、国民健康保険特別会計補正予算です。

歳入では、令和6年度分の所得確定による保険税収入の増、歳出では、国の行政機関や地方公共団体が共同で利用できるクラウドサービスの利用料等の一般管理経費の増のほか、保険税収入の増に伴う余剰額の国保財政調整基金積立金の増により、増額補正をするものです。

議案第53号、別海町水道事業会計補正予算は、物価高騰に伴う水道料減免に係る営業収益の減額と、それに伴う一般会計繰入などによる営業外収益の増額、補助事業内容変更に伴う企業債及び工事負担金の増額、会計間交流に伴う給与費の増減、補助事業内容変更に伴う増額など所要の補正を行おうとするものです。

議案第54号、下水道等事業会計補正予算は、下水道賠償責任保険加入及び会計間交流に伴う増額のほか、社会資本整備総合交付金事業の減による施設整備費の減額、受益者分担金システム移設に伴う固定資産購入の増額など、所要の補正を行おうとするものです。

議案第55号、別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、政令に準じた条例改正を行うもので、被保険者間の保険税負担の公平性確保のため、中低所得者層の保険税負担の軽減及び限度額の見直しを行うものです。

議案第56号から議案第63号の工事請負契約の締結については、6月5日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第64号の財産の取得については、同じく6月5日に入札を行った、除雪グレーダの取得について、その予定価格が、いずれも1,500万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。

議案第65号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、上風連辺地において、公共的施設を整備する必要があることから、令和7年度から令和11年度までの5か年の整備計画を新たに策定をするものです。

報告第7号、令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第8号、令和6年度下水道等事業会計予算繰越計算書の2件は、いずれも、令和6年度予算を令和7年度に繰越した事業について、繰越計算書を調製したため、議会に報告をするものです。

以上で提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。
御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第55号から議案第65号までの11件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第55号から議案第65号までの11件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第51号から日程第10 議案第54号まで

○議長（西原 浩君）　　日程第7 議案第51号令和7年度別海町一般会計補正予算（第2号）、日程第8 議案第52号令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第9 議案第53号令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第10 議案第54号令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）の4件については、別海町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この4件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については、要点のみとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第51号令和7年度別海町一般会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君）　　議長。

○議長（西原 浩君）　　経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君）　　議案第51号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町一般会計補正予算書の1ページを御覧ください。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50億8,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ314億2,240万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

まず歳入です。

15款、国庫支出金、1項と2項で4,735万6,000円の減。

16款、道支出金、1項と2項で559万3,000円の増。

17款、財産収入、1項で261万2,000円の増。

18款、寄附金、1項で50億円の増。

19款、繰入金、1項で1億7,740万円の増。

21款、諸収入、2項と5項で115万1,000円の増。

22款、町債、1項で5,850万円の減。

歳入合計で50億8,090万円の追加です。

3ページにお進みください。

歳出です。

1款、議会費、1項で67万8,000円の増。

2款、総務費、1項と2項で51億8,109万3,000円の増。

3款、民生費、1項で3,330万円の増。

4款、衛生費、1項で1,195万5,000円の増。

6款、農林水産業費、1項と2項で929万9,000円の増。

7款、商工費、1項で3,147万円の増。

8款、土木費、1項と2項で1億8,930万4,000円の減。

9款、消防費、1項で130万9,000円の増。

10款、教育費、6項で110万円の増。

歳出合計で50億8,090万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ314億2,240万円とするものです。

4ページにお進みください。

第2表、債務負担行為補正で2件の変更です。

1件目のし尿収集車購入事業及び2件目の塵芥収集車購入事業は、半導体不足等の影響で単年度納車が困難であるとして、令和8年度での導入に向け、債務負担行為の議決を頂いていたところですが、令和7年度に入りまして今般の物価高騰の影響による価格の上昇が見込まれますことから、その限度額について、し尿収集車購入事業は5,546万3,000円から5,856万8,000円に、塵芥収集車購入事業は2,701万6,000円から2,712万円に変更するものです。

5ページにお進みください。

第3表、地方債補正で3件の変更です。

1件目の本別誘導線拡幅事業及び2件目の根室中部15号幹線拡幅事業は、社会資本整備総合交付金の減額内示に伴う、事業量の変更により、起債限度額を減額するものです。

3件目の中西別北4線改良舗装事業は、労務単価等の上昇による事業費の増額により、起債限度額を増額するものです。

なお変更する3事業の起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

下段、合計になりますけれども、補正前の限度額、16億6,760万円から5,850万円を減額し、補正後の限度額を16億910万円とするものです。

次は7ページから25ページまで、歳入歳出補正予算事項別明細書ですけれども、そちらの説明は全て省略をさせていただきます。

以上で議案第51号一般会計補正予算（第2号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第52号令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正

予算（第1号）の説明を求めます。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） 議案第52号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億5,370万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

1款、国民健康保険税、1項で4,790万円の増。

4款、繰入金、1項で220万円の減。

歳入合計で4,570万円の追加です。

続いて歳出です。

1款、総務費、1項と2項で63万6,000円の増。

5款、基金積立金、1項で4,506万4,000円の増。

歳出合計で4,570万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ26億5,370万円とするものです。

次の3ページから8ページまでの歳入歳出予算補正事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第52号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第53号令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 議案第53号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町水道事業会計補正予算書（第1号）。

第1条、総則。

令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款、水道事業収益、1項と2項で182万4,000円を増額し、11億1,719万

2,000円とするものです。

続いて収益的支出です。

1款、水道事業費用、1項で7万7,000円を減額し、10億99万7,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、4億3,309万7,000円は、減債積立金2億2,431万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,686万円、過年度分損益勘定留保資金1億6,192万4,000円で補填するものとする。

資本的収入です。

1款、資本的収入、1項と2項で87万8,000円を増額し、3億4,038万5,000円とするものです。

続いて資本的支出です。

1款、資本的支出、1項で388万8,000円を減額し、7億7,348万2,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、企業債。

予算第6条で定めた起債の限度額を次のように改める。

変更です。

起債の目的、農業水路等長寿命化事業。

限度額、1,590万円から80万円増額し、1,670万円までとするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と変更ありませんので説明を省略させていただきます。

合計で、補正前限度額3億1,810万円から80万円を増額し、補正後限度額を3億1,890万円とするものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

予算第9条に定めた経費金額を次のように改める。

1号、職員給与費、既決予定額6,317万1,000円から592万2,000円を減額し、5,724万9,000円とするものです。

3ページから7ページにかけての補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

続いて8ページをお開きください。

令和7年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

8,383万円の減額となり、最下段の資金期末残高は29億2,083万円となる予定です。

続いて9ページにお進み願います。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

上の表の下段、比較の合計欄で説明をいたします。

職員数の増減はありません。

給与費、給料270万7,000円の減。

手当218万4,000円の減。

給与費計で489万1,000円の減。

法定福利費103万1,000円の減。

合計で592万2,000円の減となります。

以下、手当の内訳から11ページまでの各項目に係る説明については省略をさせていただきます。

次に、12ページをお開きください。

令和7年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

7,855万円となる見込みであり、最下段の当年度未処分剰余金は、3億286万3,000円となる見込みです。

次の13ページの令和7年度別海町水道事業予定貸借対照表と、14ページの注記表の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第54号令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 議案第54号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款、下水道事業収益、2項で163万7,000円を減額し、7億3,937万1,000円とするものです。

続いて収益的支出です。

1款、下水道事業費用、1項で186万2,000円を増額し、6億4,766万9,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,504万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,603万4,000円、過年度分損益勘定留保資金3,139万3,000円、現年度分損益勘定留保資金1,800万6,000円、現年度分利益剰余金8,961万2,000円で補填するものとする。

資本的収入です。

1 款、資本的収入、1 項と 2 項で 4,414 万 1,000 円を減額し、2 億 9,671 万 4,000 円とするものです。

続いて、資本的支出です。

1 款、資本的支出、1 項で 3,652 万 9,000 円を減額し、4 億 5,175 万円とするものです。

続いて 2 ページをお開きください。

第 4 条、企業債。

予算第 5 条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変更です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業。

限度額、1 億 3,650 万円から 2,210 万円を減額し、1 億 1,440 万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

合計で、補正前限度額、1 億 6,930 万円から 2,210 万円を減額し、補正後限度額を 1 億 4,720 万円とするものです。

第 5 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第 8 条に定めた経費金額を、次のように改める。

1 号、職員給与費、既決予定額 3,566 万 1,000 円から 851 万 5,000 円を減額し、4,417 万 6,000 円とするものです。

3 ページから 6 ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略をさせていただきます。

続いて、7 ページをお開きください。

令和 7 年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から 3 行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

1,552 万円の減額となり、最下段の資金期末残高は 1 億 2,393 万 4,000 円となる予定です。

8 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

上の表の下段、比較の合計欄で説明をいたします。

職員数、一般職で 1 名の増。

給与費、給料 380 万 7,000 円の増。

手当 297 万 4,000 円の増。

給与費計で 678 万 1,000 円の増。

法定福利費 173 万 4,000 円の増。

合計で 851 万 5,000 円の増となります。

以下、手当の内訳から 10 ページまでの各項目に係る説明については、省略をさせていただきます。

続いて 11 ページをお開きください。

令和7年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から3行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

7,557万6,000円の見込みであり、最下段の当年度末処分剰余金は1億365万3,000円となる見込みです。

次の12ページの令和7年度別海町下水道等事業予定貸借対照表、13ページ以降の注記表の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、議案第54号下水道等事業会計補正予算（第1号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第51号から議案第54号までの令和7年度別海町各会計補正予算の4件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和7年度別海町各会計補正予算の4件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号から議案第54号までの4件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第55号

○議長（西原 浩君） 日程第11 議案第55号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（松田勝広君） 議案第55号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税におきましても、政令に準じた条例改正を行うもので、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性確保のため、中低所得者層の保険税負担の軽減及び限度額の見直しを行うものです。

議案書では5ページと6ページになりますが、改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料の1ページを御覧ください。

1 ページと 2 ページが条例の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後で、改正か所は下線で示しています。

3 ページを御覧ください。

改正内容は、条例制定説明資料により説明いたします。

表は、左から順に、区分、改正項目、改正条項、改正内容となっております。

初めに、区分 1、課税額及び保険税の減額について規定する条例第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 2 1 条第 1 項の改正となります。

改正内容につきましては、国民健康保険税は医療費の財源となる基礎課税分、後期高齢者医療制度の財源となる後期高齢者支援金等課税分、そして介護保険制度の財源となる介護納付金課税分の 3 区分での課税となっており、現行は、基礎課税分からそれぞれ 6 5 万円、2 4 万円、1 7 万円と、課税限度額が設定されております。

これを施行令の改正に合わせて、基礎課税分の限度額を 1 万円引上げ 6 6 万円、後期高齢者支援金等課税分の限度額を 2 万円引上げ 2 6 万円、介護納付金課税分の限度額は、改正なしの 1 7 万円とし、課税限度額の合計を現行の 1 0 6 万円から 1 0 9 万円に引き上げるものです。

次に、区分 2、保険税の減額について規定する条例第 2 1 条第 1 項、第 2 号及び第 3 号の改正となります。

改正内容につきましては、国民健康保険税の軽減区分は、国保加入者数で計算される均等割と、1 世帯当たりで計算される平等割を世帯の所得に応じて、7 割、5 割、2 割の割合で軽減する仕組みです。

このうち 7 割軽減については、改正はありませんが、5 割軽減で、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数等に乘すべき金額を、現行の 2 9 万 5, 0 0 0 円から 3 0 万 5, 0 0 0 円に引上げ、2 割軽減では、被保険者数等に乘すべき金額を現行の 5 4 万 5, 0 0 0 円から 5 6 万円に引き上げるものです。

このことから、世帯の前年中の合計所得額が、資料に記載の算定式により計算された軽減基準額以下であれば、均等割及び平等割がそれぞれの割合で軽減されるものです。

最後に、2 ページにお戻りください。

下段、附則です。

附則第 1 条、施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものです。

附則第 2 条、適用区分につきましては、この条例による改正後の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で議案第 5 5 号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 5 5 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○1 3 番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 3 番中村議員。

○1 3 番（中村忠士君） はい。

3 点、ちょっと質問したいと思います。

一つはですね、この条例の改定、限度額の引上げによってですね、影響が出てくる世帯

数と人数がどの程度かということをまず1点お聞きしたいと思います。

大変、計算するの複雑ですんでね、ざっくりした数字で結構です。大体このぐらいだということになるわけですので、教えていただきたいと思います。

それから、影響の出る世帯の中でですね、一定程度の所得以上の方々が影響出てくるということになるわけですね、この現限度額の引上げによって。その一定程度の所得の関係ですけども、どのぐらいの所得の世帯から影響が出てくるんだろうなっていうのを教えていただければと思います。世帯の人数によって、これかなり変わってきますからね、大体平均的なところで教えていただければと思います。

最後ですけども、この条例改定によって、どのぐらいの税収増になるのかということでお聞きしたいんですが、補正予算書見ると、税収入の補正が4,790万円の補正となっているので、これの中のどのぐらいか、あるいは全額なのか、ちょっと教えてください。

○総務部次長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（松田勝広君） まず一つ目の質問のですね、限度額が上がった影響世帯数、人数なんですけど、課税は世帯となっておりますので世帯数でお答えさせていただきます。

まず、基礎課税分についてですが、改正前で試算を行った場合、限度額を超える世帯数は、566世帯となっております。

改正後で試算を行うと565世帯となりますので、1世帯が影響を受ける見込みとなっております。

次に、後期高齢者支援金等課税分の限度額の影響世帯数ですが、改正前で試算を行うと、世帯数で536世帯、改正後で試算を行うと503世帯となりますので、33世帯が影響を受ける見込みとなっております。

そして二つ目のですね、所得の上限に達するおおよその所得になるんですが、おおよそ、基礎課税分と言いますと約700万円程度。

後期高齢者支援金等課税分と言いますと、860万円程度が上限に達する所得と見込んでおります。

最後にですね、増額の金額なんですけど、補正額4,790万円のうち、おおよそ1,540万円程度が、今回の条例改正の影響による増額の見込みとなっております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

2番目の質問についてなんですがね、基礎部分で700万円ぐらいの所得から影響出てくると。

それから後期高齢支援の分については860万円より上の方々が影響出てくるというお話でしたけどね、これ、シミュレーションやったときに世帯の人数は何人で数えてましたか。

○総務部次長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（松田勝広君） 世帯構成ですけど、世帯主、妻、子供1人の3人家族、そして介護分2人、世帯主の収入のみで計算しております。

以上です。

○議長（西原 浩君） それではそのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） それでは質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、議場内、気温が上昇しておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

◎日程第12 議案第56号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第56号工事請負契約の締結について（町道上春別原野54線舗装修繕工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第56号の内容説明をいたします。

議案の7ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、町道上春別原野54線舗装修繕工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、9,174万円、内消費税及び地方消費税額、834万円。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社代表取締役社長、高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過についてご説明いたします。

公募期間は、4月14日から5月7日までの、休日を除く15日間。

応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、6月5日。

株式会社さんわ、丸建道路株式会社札幌支店、三友舗道株式会社、高玉建設工業株式会社の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、8,400万円、最低入札価格は、8,340万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、11月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の5ページを御覧願います。

工事の場所は、図面中央、下側の道道西春別停車場線から、中央の道道大成西春別線と交差し、道道中標津標茶線へ向かう計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す960mの舗装修繕工事を、車道幅員5.5mで行う

ものです。

資料 6 ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 5 6 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 5 6 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 1 3 議案第 5 7 号

○議長（西原 浩君） 日程第 1 3 議案第 5 7 号工事請負契約の締結について（西春別北 1 号線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第 5 7 号の内容説明をいたします。

議案の 8 ページを御覧願います。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が 5,000 万円を超えるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、西春別北 1 号線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、8,844 万円、内消費税及び地方消費税額、804 万円。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海 1 3 0 番地の 1 8、寺井建設株式会社代表取締役、寺井範男。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過についてご説明いたします。

公募期間は、4 月 1 4 日から 5 月 7 日までの、休日を除く 1 5 日間。

応募者数は、5 者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、6 月 5 日。

角川建設株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、高玉建設工業株式会社、島影建設株式会社の 5 者による指名競争入札を行い、1 回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、8,130 万円、最低入札価格は、8,040 万円で、最低入札者であります本案の寺井建設株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年 1 月 3 0 日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の 7 ページを御覧願います。

工事の場所は、図面中央の道道大成西春別線に接する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す 2 7 1. 8 8 m の改良工事及び 1 0. 6 5 m の舗装工事を、車道幅員 4 m で行うものです。

資料 8 ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については

説明を省略させていただきます。

以上で、議案第57号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第57号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第58号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第58号工事請負契約の締結について（町道泉川第1地区零号線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第58号の内容説明をいたします。

議案の9ページを御覧願います。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、町道泉川第1地区零号線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、7,678万円、内消費税及び地方消費税額、698万円。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町中春別東町30番地、株式会社別海代表取締役、篠田巖。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月14日から5月7日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、6月5日。

角川建設株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、高玉建設工業株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、7,007万円、最低入札価格は、6,980万円で、最低入札者であります本案の株式会社別海と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年1月9日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の9ページを御覧願います。

工事の場所は、図面左下道道泉川線と接する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す285.04mの改良工事及び655.04mの舗装工事を、車道幅員4mで行うものです。

資料10ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第58号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第58号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第59号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第59号工事請負契約の締結について（町道上風連地区1号線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第59号の内容説明をいたします。

議案の10ページを御覧願います。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、町道上風連地区1号線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、5,918万円、内消費税及び地方消費税額、538万円。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社代表取締役社長、高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過についてご説明いたします。

公募期間は、4月14日から5月7日までの、休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、6月5日。

角川建設株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、高玉建設工業株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、5,420万円、最低入札価格は、5,380万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、12月10日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の11ページを御覧願います。

工事の場所は、図面左の道道上風連中西別線に接する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す220mの改良工事及び460mの舗装工事を、車道幅員4mで行うものです。

資料12ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第59号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第59号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第60号

○議長(西原 浩君) 日程第16 議案第60号工事請負契約の締結について(酪農工場排水処理施設改修工事)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長(齋藤 陽君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 人事財産課長。

○人事財産課長(齋藤 陽君) 議案第60号の内容説明をいたします。

議案の11ページを御覧願います。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、酪農工場排水処理施設改修工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、2億3,908万5,000円、内消費税及び地方消費税額、2,173万5,000円。

4、契約の相手方、島影・近藤経常共同企業体、経常共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町別海99番地43、島影建設株式会社代表取締役社長、島影輝雄、野付郡別海町別海旭町202番地の2、近藤建設株式会社代表取締役、近藤孝広。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月14日から5月7日までの、休日を除く15日間。

応募者数は3者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、6月5日。

株式会社佐々木建設工業、みどり建工株式会社、島影・近藤経常共同企業体の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、2億1,793万円、最低入札価格は、2億1,735万円で、最低入札者であります本案の島影・近藤経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年3月30日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の13ページを御覧願います。

工事概要ですが、酪農工場排水処理施設の構造及び面積は、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積が24.75㎡、建築面積が76.29㎡。

工事内容は、既存排水処理施設の隣に新たな排水処理施設を新設し、流入配管の切り替え後に、既設の排水処理施設の撤去を行うものとなります。

14ページにお進みください。

右側配置図となりますが、中央付近、斜線で囲われた部分下側が既設の排水処理施設で、その上の斜線で囲われた部分が新たな排水処理施設となります。

15ページ及び16ページには、平面図、立面図、施設断面図、17ページには既設排水処理施設構造図面を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第60号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第60号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第61号

○議長（西原 浩君） 日程第17 議案第61号工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（5号棟））を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第61号の内容説明をいたします。

議案の12ページを御覧願います。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事5号棟。

2、契約の方法 簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億3,035万円、内消費税及び地方消費税額、1,185万円。

4、契約の相手方、みどり・岡田経常共同企業体、経常共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町西春別駅前西町46番地、みどり建工株式会社代表取締役、山崎拓治、野付郡別海町西春別宮園町11番地、株式会社岡田工務店代表取締役、岡田啓。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過についてご説明いたします。

公募期間は、4月14日から5月7日までの、休日を除く15日間。

応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、6月5日。

株式会社佐々木建設工業、島影建設株式会社、みどり・岡田経常共同企業体、近藤建設株式会社の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、1億1,920万円、最低入札価格は、1億1,850万円で、最低入札者であります本案のみどり・岡田経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年3月5日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の18ページを御覧願います。

22ページまでが本案工事の資料となります。

工事概要ですが、構造は、補強コンクリートブロック造2階建て1棟12戸、延べ床面積は1,122.46㎡、建築面積は642.14㎡です。

主な工事内容ですが、内部改修では、和室の洋室化を含むバリアフリー化改修及び、内装仕上げ材の改修、内壁断熱補強改修。

外部改修では、外壁板金の張替、屋根の葺き替えと屋上防水、そして窓ガラスの断熱化改修、及び玄関ドアの更新を予定するものです。

19ページにお進みます。

左側、付近見取図ですが、工事の場所は、線で示している黒塗りの場所、別海町別海142番地32です。

右側の配置図ですが、工事建物は、斜線で記された右側上部の5号棟となります。

20ページには、1階と2階の改修前の平面図、21ページには改修後の平面図、22ページには、それぞれの方位から見た立面図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第61号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第61号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第62号

○議長（西原 浩君） 日程第18 議案第62号工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修機械設備工事（5号棟））を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第62号の内容説明をいたします。

議案の13ページをお開き願います。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、イーストタウン寿団地公営住宅改修機械設備工事5号棟。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、7,827万6,000円、内消費税及び地方消費税額、711万6,000円。

4、契約の相手方、野付郡別海町西春別駅前錦町200番地、株式会社竹崎工業代表取締役、竹崎修一。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月14日から5月7日までの、休日を除く15日間。

応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、6月5日。

株式会社竹崎工業、畠沢ほっけん株式会社、協和建設工業株式会社、株式会社高橋工業の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、7,124万円、最低入札価格は、7,1

16万円で、最低入札者であります本案の株式会社竹崎工業と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年3月5日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の23ページをお開き願います。

25ページまでが本案工事の資料となります。

主な工事内容ですが、屋内給水、排水管等の更新のほか、給湯設備、衛生器具、ガス設備、暖房設備、換気設備の改修を予定するものです。

24ページには、付近見取り図及び配置図、25ページには配管図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第62号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第62号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第63号

○議長（西原 浩君） 日程第19 議案第63号工事請負契約の締結について（町民温水プール機械設備外改修工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第63号の内容説明をいたします。

議案の14ページをお開き願います。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、町民温水プール機械設備外改修工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億3,156万円、内消費税及び地方消費税額、1,196万円。

4、契約の相手方、高橋・協和経常共同企業体、経常共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町中春別西町6番地、株式会社高橋工業代表取締役、高橋宗靖、野付群別海町別海旭町131番地、協和建設工業株式会社代表取締役社長、上杉義裕。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月14日から5月7日までの、休日を除く15日間。

応募者数は3者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、6月5日。

株式会社竹崎工業、畠沢ほっけん株式会社、高橋・協和経常共同企業体の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、1億2,000万円、最低入札価格は、1億1,960万円で、最低入札者であります本案の高橋・協和経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から、翌年3月30日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の26ページをお開き願います。

32ページまでが本案工事の資料となります。

工事概要書ですが、構造は、鉄筋コンクリート造2階建て。

延床面積は2,129.21㎡、建築面積は1,928.60㎡です。

主な工事内容ですが、固定式シャワー設備などの衛生器具及び配管の撤去更新、ろ過装置、外調機の更新、床暖房設備の改修を行うものです。

27ページには、付近見取図と配置図、28ページから32ページには、施設平面図、及び立面図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第63号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第63号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第64号

○議長（西原 浩君） 日程第20 議案第64号財産の取得について（除雪用グレーダ）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第64号の内容説明をいたします。

議案の15ページをお開き願います。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、除雪グレーダ1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、5,390万円、内消費税及び地方消費税額、490万円。

4、取得の相手方、野付郡別海町西春別駅前錦町206番地、有限会社幸田自動車整備工場代表取締役、幸田真司。

次に、本案提出に至るまでの、入札等の経過についてご説明いたします。

入札の執行は、6月5日で、株式会社小泉機械店、カーサービスのイシダ、有限会社菅野整備工場、有限会社幸田自動車整備工場、有限会社木下モーター商会の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、5,130万円、最低入札価格は、4,900万円、最低入札者であります本案の有限会社幸田自動車整備工場と、現在仮契約中であります。

なお、納期は、翌年3月20日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の33ページを御覧願います。

主要諸元は、乗車定員1名。

全長、13m以下、全幅、3.5m以下、全高、3.8m以下、総重量、23トン以下。

除雪性能は、フロントプラウによる最大除雪幅3.47m以上、最大除雪高1m以上。

路面整正装置による路面整正幅は、3.7m以上となっています。

34ページには、上から見た平面図のほか、正面図、側面図を記載しております。

以上で、議案第64号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第64号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第65号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第65号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） 議案第65号の内容説明をいたします。

議案の16ページを御覧ください。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときはあらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されておりますことから、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては事前に終了していることを申し添えます。

今回総合整備計画を策定するのは、令和6年度で5年間の計画期間が終了いたしました上風連辺地です。

17ページにお進みください。

上風連辺地の総合整備計画です。

右上になりますが、辺地の人口は359人、面積は119.7平方キロメートルです。

1の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は野付郡別海町上風連、地域の中心の位置は野付郡別海町上風連174番地44、辺地度数は123点です。

次に、2の整備を必要とする事情ですが、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

通学バスについては、小学校への遠距離通学対策として、通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

経営近代化施設については、安定した畜産物供給体制の確立のため装置整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要があるとするものです。

3の公共施設の整備計画ですが、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間となります。

整備を計画する施設名は、交通道路、上風連地区1号線改良舗装事業ほか1事業で、事業主体は別海町、事業費1億5,655万円、財源内訳は、特定財源が1,983万円、一般財源が1億3,672万円で、この一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1億3,570万円とするものです。

次に、通学バス、小学校スクールバス購入事業で、事業主体は別海町、事業費2,339万9,000円、財源内訳は、特定財源が375万円、一般財源が1,964万9000円、この一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1,900万円とするものです。

次に経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業で、事業主体は北海道農業公社、事業費5億1,200万円、財源内訳は、特定財源が4億8,198万円、一般財源が3,002万円、この一般財源のうち、辺地対策事業者の予定額を2,960万円とするものです。

全施設の事業費合計は6億9,194万9,000円、辺地対策事業債の予定合計額を1億8,430万円の計画とするものです。

以上で議案第65号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第65号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第22 報告第7号及び日程第23 報告第8号

○議長（西原 浩君） 日程第22 報告第7号令和6年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第23 報告第8号令和6年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書についての2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） 報告第7号及び第8号の2件について一括して説明いたします。

報告第7号及び8号につきましては、令和7年度へ予算を繰り越す繰越計算書を、一般会計及び下水道等事業会計において調整いたしましたので、議会に報告するものです。

各報告について順次説明いたします。

議案書の18ページを御覧ください。

初めに報告第7号につきましては、令和6年度別海町一般会計補正予算第1号、第6号及び第7号で設定いたしました繰越明許費、こちらについて、その全額または一部を令和7年度へ繰越しとする、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

19ページにお進みください。

令和6年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書になります。

令和6年度別海町一般会計補正予算第1号、第6号及び第7号で設定いたしました金額欄の金額、こちらに対し、全額または一部について、令和7年度へ繰越した額を翌年度繰越し額欄に記載しております。

また、その財源内訳につきましては、既収入及び未収入の特定財源及び一般財源となります。

2款、総務費、1項、総務管理費、物価高騰対応重点支援事業、物価高騰対応重点支援給付金給付事業は、令和6年度住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円を、また、当該世帯に、18歳以下の児童がいる場合には、子供加算として児童1人当たり2万円を支給する事業で、令和6年度内に給付申請がなかった世帯分として、繰越額は705万1,000円、財源内訳は全額が国庫支出金です。

6款、農林水産業費は2件で、1項、農業費、畜産クラスター事業は、国の補正予算に伴います、中春別中山畜産クラスター協議会及び中春別地域畜産クラスター協議会への間接補助事業で、繰越額は9,662万4,000円、財源内訳は全額が道支出金。

2項、水産業費、農林漁業振興奨励事業は、こちらも国の補正予算に伴う別海漁協が実施する製氷貯氷施設設備更新事業及び排水処理施設設置事業への補助金で、繰越額は3億2,097万4,000円、財源内訳は、ふるさと応援基金繰入金である、既収入特定財源財源が1億2,770万円、道支出金が1億8,858万5,000円、一般財源が468万9,000円です。

7款、商工費、1項、商工費、ふるさと交流館整備事業は、新源泉を掘削する工事費で、繰越額は9,243万9,000円、財源内訳は、ふるさと応援基金繰入金であります、既収入特定財源が8,250万円、一般財源が993万9,000円です。

9款、消防費、1項、消防費、避難所生活環境改善事業は、国の補正予算により、避難所用の仮設トイレ及び簡易トイレを購入する事業で繰越額は453万6,000円、財源内訳は国庫支出金が226万円、一般財源が227万6,000円です。

合計の欄になりますが、繰越明許費に係る事業は、全5事業で、金額、6億7,266万5,000円の設定に対し、翌年度繰越額合計は5億2,162万4,000円です。

財源内訳については、既収入特定財源が2億1,020万円、未収入の特定財源内訳では、国庫支出金が931万1,000円、道支出金が2億8,520万9,000円、一般財源が1,690万4,000円です。

次に報告第8号です。

20ページにお進みください。

報告第8号につきましては、令和6年度下水道等事業会計予算における建設改良費の一部について、令和7年度に繰越して使用する額が確定しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

21ページにお進みください。

令和6年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書で、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額になります。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、漁業集落排水事業は、尾岱沼地区排水処理施設改築更新工事関連の経費で、8,490万円の予算計上額のうち、翌年度繰越額は2,381万8,000円となります。

財源内訳は、繰越工事資金が1,190万9,000円、企業債が1,190万円、残りの

9,000円が損益勘定留保資金です。

繰越しの理由につきましては説明欄に記載のとおり、資材の供給不足による納期の遅延及び入荷未定の状況となっており、年度内の完了が困難となったためです。

合計欄は同額のため説明のほうは省略させていただきます。

以上で報告第7号及び第8号の内容説明を終わります。

◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

6月10日及び11日の2日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって6月10日及び11日の2日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、12日木曜日は、午前10時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午前11時55分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員